

短期入所療養介護(ショートステイ)

ご利用料金ご案内 (令和8年6月1日改定)

1. ご利用日数に応じてかかる費用(施設サービス費・食費・滞在費・日常生活費・特別室料)

施設サービス費 (介護保険負担割合証が1割の場合)	在宅復帰状況		基本型	在宅強化型	過去半年間に利用された方の在宅復帰状況等によって基本料金が異なります。	
	施設サービス費 (介護保険負担割合証が1割の場合)	〈多床室〉をご利用の方	要介護度 1	1日	830円	902円
要介護度 2			1日	880円	979円	
要介護度 3			1日	944円	1044円	
要介護度 4			1日	997円	1102円	
要介護度 5			1日	1052円	1161円	
〈個室〉をご利用の方		要介護度 1	1日	753円	819円	当施設の体制・状況に応じて以下の料金が毎日加算されます。 『在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ』…51円/1日 『サービス提供体制強化加算』…22円/1日 『夜勤職員配置加算』…24円/1日
		要介護度 2	1日	801円	893円	
		要介護度 3	1日	864円	958円	
		要介護度 4	1日	918円	1017円	
		要介護度 5	1日	971円	1074円	
食費		1日	1900円		食材料費及び調理費相当の金額です。	
滞在費	〈多床室〉をご利用の方	1日	607円		光熱水費相当の金額です。	
	〈個室〉をご利用の方	1日	1728円			
日常生活費		1日	600円		石鹸・シャンプー類、ペーパー類、日用衛生材料、諸材料、行事費、その他が含まれます。	
特別療養環境室料 (税込)	個室A	1日	1650円		外泊の際にも室料は算定されますのでご了承ください。	
	個室B	1日	1650円			
	特別室	1日	3300円			
	2人室(1人毎)	1日	550円			

*4人室の場合は室料なし

※所得の低い方の負担額について

世帯年収が一定額以下の方は、食費と居住費が以下の金額に軽減される措置があります。
この場合、お住まいの市区町村へ申請を行い、以下の3段階のいずれかの認定を受ける必要があります。

- 第1段階…生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税であって、老齢福祉年金受給者の方。
食費…1日 300円 多床室の滞在費…1日 0円 個室の滞在費…1日 550円
- 第2段階…市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。
食費…1日 600円 多床室の滞在費…1日 430円 個室の滞在費…1日 550円
- 第3段階①…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円超120万円以下の方など)。
食費…1日 1000円 多床室の滞在費…1日 430円 個室の滞在費…1日 1370円
- 第3段階②…市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入額が120万円超の方など)。
食費…1日 1300円 多床室の滞在費…1日 430円 個室の滞在費…1日 1370円

2. ご利用者様の状況に応じてかかる費用(介護保険負担割合証が1割の場合)

個別リハビリテーション実施加算	1日	240円	理学療法士または作業療法士による個別訓練を行った日に限り算定されます。
療養食加算	1食	8円	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定されます。糖尿食、腎臓食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食などが該当します。
送迎加算	片道1回	184円	入所および退所の際、居宅サービス計画にて送迎を行うことが計画されている場合の片道の料金です。
緊急時施設療養費	1日	518円	容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合に算定されます。
特定治療費		所定の額	その他厚生労働省令で定められた特定の治療を行った場合は、所定の額の1割をご負担いただきます。
総合医学管理加算	1日	275円	治療管理を目的とし、別に厚生労働省が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所を行った場合に、10日を限度として算定されます。
緊急短期入所受入対応加算	1日	90円	利用者様の状態や家族の事情により、緊急的に短期入所を利用した場合、7日間(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間)に限り算定されます。
重度療養管理加算	1日	120円	要介護4または要介護5の方で、常時頻回の喀痰吸引、膀胱瘻やストーマの処置、経管栄養、褥瘡治療、気管切開のいずれかの医学的管理を必要とされている方に対し算定されます。
生産性向上推進体制加算	1月	10円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に進めている場合に算定されます。

3. その他の費用

介護職員等処遇改善加算Ⅲ	請求総単位数×6.9%	介護人材の確保や処遇の改善を図る目的で創設された加算で、キャリアパス要件、職場環境等要件を満たした施設に対し、請求総単位数に算定されます。加算の全てが介護職員等の処遇の改善のために利用されます。
私物洗濯代	仕上げ重量0.1kgごとに50円	当施設に私物の洗濯を依頼された場合の料金です。清潔・比較的清潔な物品と不潔な物品を分別して洗濯を行います。なお特に不潔な物品については汚物処理機で処理後に洗濯し、乾燥は80度の熱風で行いますのでご安心ください。
理美容費	所定の額	内容により料金が異なります。詳細については施設内の掲示をご覧ください。ご希望の場合はご予約が必要です。

4. 上記に記載されていない料金について

- ・診断書、証明書等の費用は当院の規程により算定されます。
- ・簡単な消耗品の補給、食品の追加等は時価でご負担いただく場合があります。

1日のご負担料金計算例(介護保険負担割合証が1割の場合)

サービス費(在宅強化型、体制加算含む)	1,	141円
個別リハビリテーション実施加算		240円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ		95円
食費	1,	900円
滞在費		607円
日常生活費		600円
合計	4,	583円

〈以下の条件で計算した場合〉

要介護3・多床室を利用・洗濯代は含まず
・個別リハビリテーションを実施した場合

※左記は計算例です。

要介護度、個別リハビリテーションの実施などによる加算の算定状況、個室の利用、私物洗濯代などにより、ご負担料金は利用者様ごとに異なりますのでご注意ください。